



# Hong Kong Tax Alert

14 August 2023

2023 Issue No. 9

## 国内源泉の譲渡益に対する課税の確実性、及び国外源泉所得非課税（以下、「FSIE税制」）制度の修正に関する最新情報

内国歳入局（以下、「IRD」）は、(i) 株式持分の国内源泉の譲渡益に対する「課税の確実性の向上スキーム」（以下、「TCES」）、及び(ii) 株式持分以外の譲渡益も対象とする「受動的所得に対する香港のFSIE税制の修正」に関する最新の見解について、商工会議所、専門機関、専門サービス企業を含む特定の利害関係者を対象に、説明会を実施しました。

すでに公表されたコンサルテーション・ペーパーでは、(i) に関しては、特定の例外を除き、当該株式持分が譲渡前24カ月以上継続保有され、かつ、当該被投資企業の総持分の15%以上を占めていることがTCESの適用の基本条件とされていました。つまり、これらの基本条件を満たす場合、当該譲渡益は香港では非課税キャピタルゲインとして扱われ、「badges of trade」分析は不要となります。

(ii) に関して、同コンサルテーション・ペーパーでは、(a) 欧州連合（以下、「EU」）が、対象資産リストは非網羅的であるべきという指摘をしている中で、香港は網羅的なアプローチと非網羅的なアプローチのどちらを採用すべきか、及び(b) 譲渡益の課税負担を軽減するための特定の軽減措置の設計とその実現可能性についての意見を求めています。

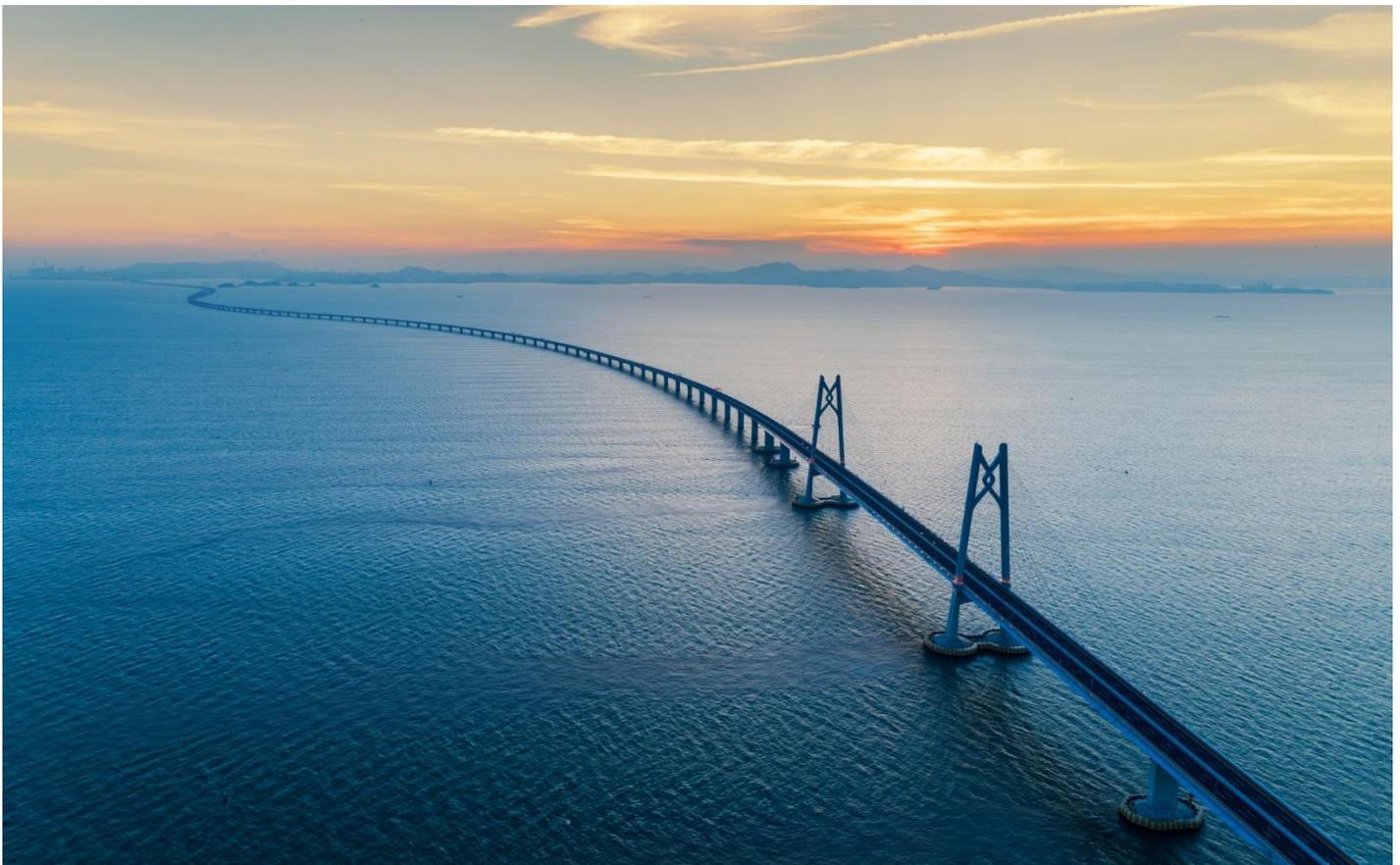
上記2点について、主要な事項に関する最新の改正内容は以下の通りです。

TCES	
トピック	改正内容(注記1)
1. 対象投資企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人(自然人を除く)、パートナーシップや信託などの個別の財務書類を作成する取決めが対象となる。<b>(変更なし)</b></li> </ul>
2. 対象所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 株式持分の譲渡による国内源泉所得のみ、その他の資産は対象外。</li> <li>▶ 株式持分とは、事業体の利益、資本、準備金に対する権益を有し、<u>被投資企業の帳簿上において、適用される会計原則の下で資本として会計処理される持分をいう。</u><b>(文言変更あり)</b></li> </ul>
3. 基本条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 被投資企業の総持分の15%以上を占め、かつ、譲渡前の24カ月間継続して保有されている必要がある。<b>(変更なし)</b></li> <li>▶ 2つのフレキシブルな判断基準:<b>(新規)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 15%の保有割合を決定する際のグループ基準 投資家とその密接に関連する事業体が保有する持分を合算して、15%の保有基準を満たすことが認められる。</li> <li>(ii) 分割譲渡 数回に分けての譲渡が認められる。ただし、24カ月以内に実施されるという制限あり(すなわち、最初の譲渡後、後続の譲渡は24カ月以内に行われる必要がある)。</li> </ul> </li> <li>▶ グループ内での軽減措置は認められない。</li> <li>▶ トレーディング目的の株式は15%の保有割合の基準に算入されない。<b>(新規)</b></li> </ul>
4. 除外事項(TCESの対象とならない場合など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 以下の除外範囲に変更はない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 投資事業体が保険事業者</li> <li>(ii) 投資家が保有する、税務上トレーディング目的の株式と見なされてきた株式持分</li> <li>(iii) 不動産取引に従事する被投資企業</li> <li>(iv) 不動産の保有・開発を行う被投資企業のTCESの適格性については、基本条件に加え、一定の追加条件が課せられる(詳細については、後段のEYの所見を参照)</li> </ul> </li> <li>▶ 除外される不動産関連事業に関する規制強化<b>(新規)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 「不動産」とは、上下水道、エネルギー、燃料、輸送又は通信施設を含むサービスを公共の利益のために提供・分配する、公的又は私的施設である「インフラ」を除くと定義される(すなわち、内国歳入法(以下、「IRO」)のセクション20APと同じ定義が適用される)。</li> </ul> </li> </ul>

1. コンサルテーション・ペーパーに含まれる当初の提案の詳細については、2023年5月10日付EY Japan税務アラート「[香港、株式持分の譲渡によるオンショア利益について、セーフハーバールールに関するコンサルテーション・ペーパーを公表](#)」をご参照ください。

## TCES

トピック	改正内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ii) 「不動産開発」の定義では、建物の商業的価値の維持を目的とした建物に対する改築・改修は対象外となる。</li> <li>(iii) 不動産保有事業を行う被投資企業が「property-rich」であるかどうかを判断する際、当該企業の営業のため、又は、事業利益を得るために保有する不動産は除外される。そのように除外しない場合は、「property-rich」企業は、TCESの適用対象とならない。</li> <li>(iv) IRDは、被投資企業が行う不動産開発について、投資家が当該被投資企業の持分を譲渡する時点で完了していない場合、当該投資家はTCESの適用対象とならないと示している。</li> </ul> <p>▶ 以下を満たすことを条件に、トレーディング株式から資本性資産への持分変更が行われる場合、TCESは適用される。<b>(新規)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 変更日時点の持分の時価が課税目的で所得に算入されている。</li> <li>(ii) 変更日以降、15%の保有割合要件及び24カ月の保有期間要件を満たす。</li> </ul>
5. 実務上の手続き	<p>▶ 納税者は、適格を証明するために必要な情報を提供し、TCESの適用を選択することができる。</p>
6. 譲渡損	<p>▶ TCESの適用対象外</p>



株式持分以外の譲渡益も対象とする「受動的所得に対する香港のFSIE税制の修正」(FSIE税制の修正)

トピック	改正内容(注記2)
1. 対象資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 網羅的ではない資産リストが組み込まれる。</li> </ul>
2. 譲渡損益の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 改正前の所得に対するリベース(引き直し)／テーパー・リリーフ／軽減税率に関するEUの見解: 経済的実体要件を満たさずに、税負担の軽減や要件の緩和を提供する措置は、FSIE税制修正の目的に沿ったものではない。<b>(移行軽減措置なし)</b></li> </ul>
3. その他の適用免除や軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 規制対象金融機関や既存の優遇税制が認められる納税者に対する免除措置は引き続き適用される。</li> <li>▶ 適用免除及び軽減措置(EUとの正式合意を条件とする): <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) トレーダーによる譲渡益は対象外 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ トレーダー: 通常取引過程で資産を売却する、又は売却を申し出る者。</li> <li>▶ トレーダーが香港で事業を行っている場合であっても、トレーディング所得(すなわち、提案されたFSIE税制の修正の下で対象となる資産の譲渡益)を生み出す実質的な事業活動は、依然として香港域外で発生したものと見なされ、国外源泉所得であるとの請求権を損なわずに、IROのセクション14に基づいて、引き続き、非課税扱いとなる可能性がある。</li> </ul> </li> <li>(ii) グループ内軽減措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 関連性に関する75%の基準値</li> <li>▶ IRDIは、関連性に関する75%の基準値の決定について、被投資企業の資本、準備金、利益、又は議決権に対する投資家の権利を考慮して判断されるだろうと指摘している。ただし、議決権の異なる種類の株式については、75%の基準値の決定にあたって、さらに検討される必要がある。</li> <li>▶ 譲渡人: 利益や損失が出ないような対価で売却したものと見なされる。</li> <li>▶ 譲受人: 譲渡人と同一の取得価額・取得日で取得したと見なされる。</li> </ul> </li> <li>(iii) 条件<b>(新規)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 譲渡人と譲受人の双方について、譲渡後6年間は香港の事業所得税が課される。</li> <li>▶ 譲渡後2年間、関連性を維持する。</li> <li>▶ 上述の軽減措置を受けるために上記の2つの条件を満たす必要があり、どちらか一方でも満たさないと、以前に認められた軽減措置が撤回されることになる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
4. 施行時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ EUからFSIE税制の修正を求められている国・地域(香港を含む)は、2024年1月からの施行に向けて2023年末までに修正する必要がある。</li> <li>▶ シンガポールについては、EUからFSIE税制の修正を求められていないものの、IRDは、シンガポールについても(以前に示された2024年7月1日より前といったスケジュールではなく)2024年1月からの施行に向けて、2023年末までにFSIE税制の修正を完了させる必要があると述べている。</li> </ul>

2. コンサルテーション・ペーパーに含まれる当初の提案の詳細については、2023年6月16日付EY Japan税務アラート「[香港、国外源泉所得非課税制度\(FSIE税制\)の最新動向について](#)」をご参照ください。

## EYの所見

IRDは、各種会合において、法案起案やEUとの交渉の参考として、上記事項に関するコメントや意見を求める旨を示しました。EYは、IRDが今後もこれら2つのスキームの進捗に関して、引き続き利害関係者と関与する姿勢を歓迎します。

しかし、以下の問題については、法案にて明確な規定を通じて対処され、IRDの実務解釈指針にて詳しく説明される必要があるでしょう。

## TCES

### 「過去60カ月以内に不動産開発を行っていない」条件

コンサルテーション・ペーパーでは、不動産開発を行う被投資企業に投資する投資家は、以下の2つの条件を満たす場合のみ、TCESの対象となります。

- (i) 開発した不動産が被投資企業によって営業のため、又は、事業利益を得るために利用される。このような事業には不動産の賃貸事業が含まれる。
- (ii) 被投資企業が譲渡前過去60カ月以内に不動産開発を行っていない。

上記の条件(ii)を含めることにより、基本条件に加えて、単一の不動産開発のみを行う被投資企業の投資家は、上記の条件(i)を満たしているとしても、TCESの適用が認められるまで、不動産開発が完了してから60カ月間を待つ必要があります。

これに対し、不動産を購入して営業を行う、又は、賃貸を含む事業利益を得る被投資企業の投資家は、基本条件を満たした場合、TCESの対象となる可能性が高いようです。この場合、自己利用又は賃貸の目的で保有する不動産は、企業が「property-rich」であるかどうかを判断する際に除外されます。

つまり、被投資企業が(i)自己利用又は賃貸の目的で不動産を購入する不動産保有事業体であるか、又は(ii)自己利用又は賃貸の目的で不動産を開発する不動産開発事業体であるかによって、投資家がTCESの適用を受けるための条件が異なります。要するに、「過去60カ月以内に不動産開発を行っていない」という条件を考えると、(ii)の投資家の適格条件は(i)よりもはるかに厳しいです。

ここで問題となるのは、上記(i)と(ii)の2種類の不動産関連の被投資企業について、TCESの下で同等の税制上の扱いをすべきかどうかです。この2種類の不動産関連の被投資企業の事業は、性質が異なるため、政府にて異なったものとして検討され、TCESの適用条件はそれぞれ別のものとなるかもしれません。しかし、EYは両者の事業は、本質的に同じであると考えています。

そのため、不動産開発を行う被投資企業に対する「過去60カ月以内に不動産開発を行っていない」という条件は削除される可能性があると考えられます。その代案としては、不動産開発を行う被投資企業に投資する投資家への追加条件として、提案された60カ月ではなく、不動産開発完了後の保有期間を24カ月とすることも考えられるでしょう。不動産開発を行う被投資企業は、不動産開発が完了した時点で不動産保有企業として扱われる可能性があるため、この代替案が正当化される可能性はあります。

## 「不動産取引」の定義

コンサルテーション・ペーパーでは、不動産取引を行う被投資企業の非上場株式持分はTCESの対象から除外することが提案されていますが、不動産取引会社を法律でどのように定義し、実務上どのように解釈するかは問題となります。IRDは、法案を起草するにあたり、以下の2つの状況を考慮することを認めています。

- (i) 被投資企業の主たる事業が商品取引又はサービス提供である場合、投資家に保有されている間にトレーディング目的の不動産取引を開始したケースで、当該企業は不動産取引企業と見なされるか
- (ii) 上記(i)のような被投資企業への投資家について、被投資企業が保有されている間にはトレーディング目的の不動産取引を行っていない場合であっても、過去にそのようなトレーディング目的の不動産取引を行っていた場合、当該投資家はTCESの対象から外されるか

## 「過去にトレーディング目的の株式と見なされていた」に対する定義

香港政府はコンサルテーション・ペーパーの中で、「過去にトレーディング目的の株式と見なされていた」株式持分を、TCESの対象外とすることを提案しています。

おそらく、株式持分が流動資産として「売却可能」に分類されるか、その公正価値損益が過年度にて課税査定の対象となっている、又は損金算入を請求した場合にのみ、トレーディング目的の株式と見なされる可能性があると考えられます。

その他の状況として、投資家が被投資企業への投資を会計上・税務上の長期資産に分類していた場合を考えてみましょう。しかし、異議申し立てが長引いた際の費用対効果などの理由で、投資家が最終的に異議申し立てを取り下げ、課税査定の要求通りに税金を支払ったとします。このような査定結果は、被投資企業の株式持分の一部譲渡から得られた利益に関するものとして受け入れられたものでした。問題は、その後、残りの持分を譲渡する場合、「過去にトレーディング目的の株式と見なされていた」ものとして扱われるかどうかです。



## FSIE税制の修正

### グループ内軽減措置が認められる関連性の程度

IRDは、提案されているグループ内軽減措置に必要な関連性に関する75%の基準値決定について、被投資企業の資本、準備金、利益、又は議決権に対する投資家の権利を考慮して判断されるだろうと示唆しています。

EYは、IRDが関連性の決定にこのような寛大なアプローチをとることで、異なる議決権を持つ2種類の株式が存在する状況において、納税者が議決権に基づいてグループ内軽減措置の資格を得られる可能性があることを歓迎します。

しかし、譲渡人は譲渡後6年以内は事業所得税の課税対象となる必要があるという要件は、譲渡人が譲渡後しばらくして清算されるグループ再編協定には対応できない可能性があります。

### 資本参加免除(以下、「PE」)の下での「課税対象」条件に関する最新の設例

IRDは最近、PEの下で「課税対象」条件に適用される税率を説明するための設例を当局のホームページに掲載しています。現行のFSIE税制の規定により、15%以上の適用税率を満たすことは、国外源泉の持分譲渡益を香港で受領する場合に非課税扱いとなるための前提条件となっています。

この新たな設例では、香港企業が非居住の国・地域から得た譲渡益に対し、当該国・地域にて10%の税率で税額が課せられた場合でも、PEに基づく15%以上の適用税率を満たしていると見なされます。これは、当該国・地域の居住者に対する通常の法人税率が15%を超えているためです。

この設例により、非居住者に適用される低い税率が、当該国・地域で行われる実質的な事業活動を必要としない優遇税制に該当するかどうかという、一部の納税者からの懸念への回答となりました。そのような場合は、当該優遇税制の下での特別税率がPE適用税率となります。したがって、設例の香港企業は、10%の税率しか適用されないため、PEの適用対象外となります。

非居住者に適用される低い税率によってPEの資格が脅かされるものではないという明確化は歓迎できます。

上記についてご質問やご意見がある場合は、ご担当の税務専門家にご相談ください。



## Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services				Financial Services	
<b>Wilson Cheng</b> Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com				<b>Paul Ho</b> Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services				Hong Kong Tax Services	
<b>Wilson Cheng</b> +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	<b>Tracy Ho</b> +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	<b>Jennifer Kam</b> +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com		<b>Paul Ho</b> +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	<b>Ming Lam</b> +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
<b>May Leung</b> +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	<b>Ada Ma</b> +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	<b>Ricky Tam</b> +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com		<b>Sunny Liu</b> +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	<b>Helen Mok</b> +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
<b>Grace Tang</b> +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	<b>Karina Wong</b> +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	<b>Leo Wong</b> +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com		<b>Customer Tax Operations and Reporting Services</b>	
<b>Joy Chen (Family Office)</b> +852 2846 9688 joy.chen@hk.ey.com				<b>Anish Benara</b> +852 2629 3293 anish.benara@hk.ey.com	
China Tax Services				US Tax Services	
<b>Ivan Chan</b> +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	<b>Lorraine Cheung</b> +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	<b>Sam Fan</b> +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com		<b>Camelia Ho</b> +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	<b>Michael Stenske</b> +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com
<b>Becky Lai</b> +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	<b>Carol Liu</b> +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com	<b>International Tax and Transaction Services</b>			
Payroll Operate		Accounting Compliance and Reporting			
<b>Vincent Hu</b> +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	<b>Linda Liu</b> +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	<b>Cecilia Feng</b> +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com			
International Tax and Transaction Services					
International Tax Services		Transfer Pricing Services			
<b>Jo An Yee</b> +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com	<b>Sangeeth Aiyappa</b> +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com	<b>Martin Richter</b> +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com		<b>Rohit Narula</b> +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	
		<b>Kenny Wei</b> +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com		<b>Adam Williams</b> +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com	
Transaction Tax Services				Transfer Pricing Services	
<b>David Chan</b> +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	<b>Jane Hui</b> +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	<b>Eric Lam</b> +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	<b>Qiannan Lu</b> +852 2675 2922 qiannan.lu@hk.ey.com	<b>Ka Lok Chu</b> +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	<b>Justin Kyte</b> +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com
People Advisory Services				Transaction Tax Services	
<b>Robin Choi</b> +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	<b>Mary Chua</b> +852 2849 9448 mary.chua@hk.ey.com	<b>Christina Li</b> +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com	<b>Jeff Tang</b> +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	<b>Winnie Walker</b> +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	<b>Paul Wen</b> +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com
Asia-Pacific Tax Centre					
Tax Technology and Transformation Services		International Tax and Transaction Services		Indirect tax	
<b>Agnes Fok</b> +852 2629 3709 agnes.fok@hk.ey.com		<b>US Tax Desk</b>		<b>Shubhendu Misra</b> +852 2232 6578 shubhendu.misra@hk.ey.com	
<b>Robert Hardesty</b> +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com		<b>Jeremy Litton</b> +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com	<b>Peggy Lok</b> +852 2629 3866 peggy.lok@hk.ey.com	<b>Andy Winthrop</b> +852 2629 3556 andy.p.winthrop@hk.ey.com	
<b>Albert Lee</b> +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com		<b>Winona Zhao</b> +852 2515 4148 winona.zhao1@hk.ey.com			
		<b>Operating Model Effectiveness</b>		<b>Tax and Finance Operate</b>	
		<b>Alice Chung</b> +852 3758 5902 alice.chung@hk.ey.com	<b>Edvard Rinck</b> +852 9736 3038 edvard.rinck@hk.ey.com	<b>Tracey Kuuskoski</b> +852 2675 2842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com	

## EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](https://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](https://ey.com).

### About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2023 Ernst & Young Tax Services Limited.  
All Rights Reserved.

01620-226Jpn ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](https://ey.com/china)



Follow us on WeChat  
Scan the QR code and stay up-to-date  
with the latest EY news.